

議案第40号

関市奨学資金貸与条例の一部改正について

関市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年5月1日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

奨学資金の貸与額の特例に関する規定を設けるため、この条例を定めようとする。

関市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例

関市奨学資金貸与条例（平成19年関市条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 3 令和2年度分の奨学資金の貸与に限り、第2条に規定する資格要件を備え、かつ、保護者の令和2年4月の収入が前年の同月の収入と比較して10分の2以上減少している者に対する第3条の規定の適用については、同条の規定にかかわらず、同条第1号中「10,000円」とあるのは「20,000円」と、同条第2号中「30,000円」とあるのは「50,000円」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。